

令和3年7月29日

高松市長 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会長 阿部 晶子

行政文書の一部公開及び非公開決定に係る審査請求について（答申）

令和3年6月11日付け高介第337号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件行政文書公開請求に対して、高松市長（以下「実施機関」という。）が一部公開及び非公開決定とした処分は相当であり、本件審査請求を棄却すべきである。

2 公開請求の内容及び審査請求に至る経緯

審査請求人が、高松市情報公開条例（平成12年条例第39号。以下「条例」という。）に基づき実施機関に公開請求した行政文書の内容及び審査請求の経過は、次のとおりである。

（1）公開請求に係る行政文書の内容

- ・令和2年3月に起きたアダージョ泉での誤飲事故に関する事故報告書
- ・令和2年6月15日実施したアダージョ泉における実施指導に関する全ての文書

（2）経過

- 令和3年 2月12日 : 請求人から行政文書公開請求書を受付
- 令和3年 2月26日 : 一部公開及び非公開を決定
- 令和3年 3月22日 : 審査請求人からの審査請求書を受付
- 令和3年 4月14日 : 審査請求人からの審査請求書の補正書を受付
- 令和3年 5月25日 : 審査請求人へ弁明書を郵送

3 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 趣旨

審査請求に係る処分の内容に記載の処分を取り消し、一部公開とされた文書の非公開部分の公開を求めるとともに、不存在を理由として非公開とされた文書の公開を求める。

(2) 理由

ア 父は他界したため一切の情報公開を請求できる。

イ グループホーム アダージョ泉に対して行った実施指導について、特に文書をもって是正又は改善を要する事項は認められないとする経緯を、実施機関は、監督官庁として説明する義務があると考える。

ウ 当該事業者が、サービス提供中における重大事故を報告しなかった理由の確認、注意義務違反がなかったのか、また虚偽の報告や矛盾点の確認を行いたい。

4 実施機関が一部公開及び非公開とした理由

実施機関が行政文書公開非公開決定通知書及び弁明書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 一部公開とした理由

該当文書の「介護保険法第24条に基づく実地指導（随時）について（グループホームアダージョ泉）（決裁）」及び「介護保険法第24条に基づく実地指導（随時）の結果について（グループホーム アダージョ泉）（決裁）」、「借用証」については、個人の氏名及び事業所における個人の生活や、介護に関する詳細な記録が記載されている。このような情報は、特定の個人を識別することができる、又は識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるといえるため、条例第7条第1号の規定により、個人の住所、氏名、生年月日、電話番号及び郵便番号並びに調査記録のうち個人が特定される恐れがある記載については、非公開とした。

また、当該文書中の、「実地指導に関する調査及び指導に関する記載」については、処分に関しては、介護保険法第78条の11等に基づき広く公表しているが、指導に関しては公表されていない。指導内容に関する事実は、当該事業者に弁明の機会や不服申し立ての機会を与えられてなされるものではない点を考慮すれば、必ずしも正確な事実の把握に基づいているものとは言えない余地がある。また、実施機関の行った調査内容に

関する事実は、事業者が違法又は不当な行為を行った疑いを、実施機関が有していることを示しているに留まる。

このことから、指導内容又は調査内容に関する情報を公開し、上記のような情報についても、一律に市民の知るところとなれば、当該事業者について、理由のない信用の低下を招くおそれがある。

これらのことから、条例第7条第2号の規定により、当該事業者に関する情報であっても、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、実地指導に関する調査及び指導に関する記載について、非公開とした。

(2) 非公開とした理由

請求のあった「令和2年3月に起きたアダージョ泉での誤飲事故に関する事故報告書」については、当該文書は、事業者からの提出がなく、作成又は取得しておらず、行政文書不存在のため、非公開とした。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人が主張する審査請求の理由及び実施機関が弁明する一部公開及び非公開決定の理由を、条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 介護記録中の個人情報の非公開について

介護記録は、個人の氏名及び事業所における個人の生活や介護に関する詳細な記録が記載されており、このような情報は、「特定の個人を識別することができる、又は識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」といえることから、条例第7条第1号に基づき、該当部分について非公開とした決定は、適法かつ妥当である。

また、審査請求人が主張する、本件公開請求時から変化した状況、具体的には、審査請求人の父が故人となったことをもって、当該請求内容が個人情報でなくなるわけではないため、本件決定で非公開とした部分を公開することはできない。

(2) 指導に関する記載の非公開について

「実地指導に関する調査及び指導に関する記載」については、公表されているものではなく、指導内容に関する記載は、実施機関の調査の及ぶ範囲内において、かつ、当該事業者その他関係者の申告に基づいて実施機関が判断した結果を示したものにすぎず、

必ずしも正確な事実として確定しているものとは言えない。

当該文書を公開することにより、事業者の理由のない信用の低下を招き、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に基づき、該当部分について、非公開とした決定は、適法かつ妥当である。

(3) 事故報告書の非公開について

審査請求人が請求する該当文書に係る、「指定介護サービス事業者事故報告書」については、介護サービスの提供中の事故であることが明らかな場合に、事業者側から実施機関に提出する書類であるが、今回、当該事業者は、介護サービス提供中の事故との認識がなかったため、報告書の提出を要しないと判断したものと考えられ、また、実施機関は、事後の立入り検査（実地指導）によっても、明らかに介護サービスの提供中に事故があったことを確認できなかったため、当該事業者に報告書の提出を求めなかった。

当該事業者から報告書の提出がないことが事実である以上、実施機関が該当文書を非公開とした決定は、適法かつ妥当である。

6 審査会終了後に提出された意見書について

審査請求人から、令和3年6月9日、当審査会に対し、意見書を提出する意向が示されたため、高松市情報公開・個人情報保護審査会条例第8条に基づき、同年6月18日を期限として提出を求めていたところ、期限後の同年6月23日(同月25日受付)に提出があった。

当該意見書は、審査会が定めた期間内に提出がなかったため、無効なものであるが、記載された審査請求人の主張を確認したところ、文書が存在しないことは認めつつ、事故発生時に報告を怠った事業者の注意義務違反と、調査を十分に行わず、誤った判断をした実施機関の責任を追及する趣旨であり、上記5で述べた審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

7 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 6月 11日	諮問書受理
令和 3年 6月 21日	実施機関の一部公開及び非公開理由の聴取及び争点の審査
令和 3年 6月 25日	審査請求人から令和3年6月23日付けの意見書が事務所に到達
令和 3年 7月 29日	答申

